

平成 2 2 年三条市議会第 3 回定例会請願文書表

受理番号	第 2 号	受理年月日	平成 2 2 年 6 月 2 2 日
件 名	30人以下学級実現及び義務教育費 国庫負担制度拡充等を求める請願		
紹介議員	久住久俊君 高坂登志郎君 杉井 旬君 西川重則君 小林 誠君 笹川信子君 西川哲司君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっています。</p> <p>日本は、OECD(経済協力開発機構)諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。</p> <p>日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文部科学省調査によれば小学校54%、中学校82%となっています。子供たちは、様々な価値観や個性、ニーズを持っており、小1プロブレムや中1ギャップへの対応も必要となっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。保護者へのアンケートによると、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数は、30人45.4%、25人20.5%、20人16.0%、35人8.4%の順となっています。(日本の教育を考える10人委員会、2007年保護者アンケート)</p> <p>このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いです。OECD諸国並みの教育環境を整備するために、いわゆる標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきです。</p> <p>子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。これを担保し、教育水準の維持向上を図ることを目的とした学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法があります。これは、教育は人であることから、教育職員の人材を確保するために、一般公務員の給与水準に比較して教育職員の給与が優遇されなければならないことを規定しているものです。</p> <p>しかし、この法律の趣旨や理念が必ずしも担保されていない事態が現れています。骨太方針2006で、一般公務員とは別に教員賃金を特出しした縮減を図ることが盛り込まれました。こうした影響から、一般行政職給与との実質的な教員給与の優遇は、この法律成立後の1980年に7.42%であったものが、2011年1月から約1%にまで縮減することになります。さらに、教員と一般行政職との給与を超過勤務時間も含めた1時間当たりの給与額で比較した場合、教員給与は一般行政職給与よりも逆に13ポイント下回</p>			

っています。教員の大量採用時代を迎え、人材確保への支障が懸念されます。

教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコに次いで下位から2番目となっています。(GDPに占める教育費の割合：OECD平均4.9%、日本3.3%、OECDインディケーター09年版)また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要です。子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要があります。こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて、次の事項について関係機関に意見書を提出して下さるようお願いいたします。

【請 願 事 項】

- 1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置付いている少人数学級を推進すること。具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育職員の人材を確保するための給与改善を行うこと。当面、定数改善や超過勤務縮減策を行ったとしても、残る超過勤務分に見合う給与措置(警察官の時間外勤務手当に相当する財源措置：給料の12%)を行うこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

付託委員会

総務文教常任委員会